

各障がい福祉事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指 定 係)

令和 5 年度「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」に係る届出について (通知)

平素より、本県の障がい福祉行政の向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定する事業者は、年度毎に計画書の届出が必要となりますので、令和 5 年 4 月以降に当該加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を届け出ていただきますようお願いいたします。

記

1 届出期限

令和 5 年 4 月 17 日 (月曜日) 【消印有効】

※期限までに届出がない場合は令和 5 年 4 月からの加算の算定はできません。

※令和 4 年度に届出を行っている事業所が引き続き加算を算定する場合も、今回の届出がない場合は、令和 5 年 4 月からの加算の算定はできません。

2 提出書類

番号	提出書類	様式名	算定加算等	提出
1	障害福祉サービス等処遇改善計画書 (令和 5 年度)	別紙様式 2-1	(共通様式)	○
2	福祉・介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)	別紙様式 2-2	処遇改善加算	○
3	福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)	別紙様式 2-3	特定処遇改善加算	算定する場合のみ
4	福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書 (施設・事業所別個表)	別紙様式 2-4	ベースアップ等加算	算定する場合のみ

※根拠資料は、適切な保管について誓約欄で確約することで原則提出不要です。

※必要に応じて、職員分類の変更特例に係る報告 (別紙様式 2-5) の提出が必要です。

3 提出方法

- (1) 封筒の表に朱書きで「令和5年度 福祉・介護職員処遇改善加算等届出書在中」と記入してください。
- (2) 「簡易書留」又は「レターパック」で郵送してください。

4 様式等掲載場所

提出様式については、下記ホームページよりダウンロードしてください。

<福岡県庁ホームページ>

- 【県の機関】内の「知事部局」をクリック(トップページの左下)
- 【福祉労働部】の「障がい福祉課」をクリック
- 【障がい福祉事業所(報酬)】の中の『令和5年度「福祉・介護職員処遇改善加算」等について』をクリック

5 届出先及び問い合わせ先

事業所区分	届出先及び問い合わせ先
県域(北九州市、福岡市、久留米市以外)に所在する事業所 ※久留米市に所在する障がい児入所施設含む ※基準該当事業所除く	福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL: 092-643-3312
北九州市に所在する事業所	北九州市役所障害者支援課
福岡市に所在する事業所	福岡市役所障がい福祉課 又は 福岡市役所子ども発達支援課
久留米市に所在する事業所 ※障がい児入所施設を除く	久留米市役所障害者福祉課
基準該当事業所	指定を受けている市町村

6 届出の際の留意事項

- (1) 別紙様式2-2、2-3及び2-4については、加算を算定するサービスを全て記載する必要があります。記載のないサービスは加算の算定ができませんので、多機能型事業所や障がい者支援施設は御注意ください。
- (2) 複数の事業所を取りまとめて届け出る場合は、指定権者(福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・(基準該当事業所の場合)指定を受けている市町村)毎に届出が必要です。
- (3) 届出の際には事業所番号に誤りがないか、未記入の箇所がないか等を必ず確認してください。
- (4) 当該加算は、介護保険サービスにおいても同様の加算がありますが、届出様式及び届出先が異なりますので、御注意ください。

(お問い合わせ先)
福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指定係
TEL : 092-643-3312
FAX : 092-643-3304
E-mail : shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp